

◆◆「新しい川崎」メール版◆◆

—2024年10月29日第148号—

<目次>

●巨大物流倉庫を考える住民の会の新たな活動

■情報公開裁判(音声データ開示請求拒否処分取消請求)判決報告(2)

▲お知らせコーナー

- ① 11/4 子ども未来集会プレ企画・映画「ゆめパの時間」
- ② 11/10 現地見学ツアー宇奈根排水樋門、平瀬川の下流域を中心に
- ③ 11/29 から京浜協同劇団公演「黒と白のピエタ」

★編集後記

●巨大物流倉庫を考える住民の会の新たな活動

「巨大物流倉庫を考える住民の会」は 8月の「陳情の不採択」にもめげず、建設計画の中止をもとめて新たな活動を開始しています。

<大和ハウスが住民の生の声を聞く場を設定>

9月24日、住民の生の声を直接、大和ハウス側に訴える場が実現しました。

当日は、大和ハウス関係者3名に、住民10名が「巨大物流倉庫の建設は地域と共存しない」ことを全員が訴えました。

地域住民の粘り強い活動と生の声アンケート結果(256名中242名が建設反対と回答)は、大和ハウスを地域の住民から直接要望を聞くための会合の開催に踏み切らせました。

大和ハウスと住民とが顔を合わせて話し合う場は、2023年5月の解体工事の説明会以降、初めてのことです。

当日は、住民の会の10名が大和ハウス側3名に、約2時間にわたり、意見、要望、質問を投げかけました。

大和ハウス側は、「会合での生の声を社に持ち帰り検討し、何を計画に取り入れられるか精査し、検討結果を年明けに回答する。

そして回答が出るまでは、建設の着工はしない。」と約束しました。

また、土壌汚染対策工事の現状と対策については、早期に回答することも合わせて求めました。

この会合が実現したことは、貴重な一步でした。工事中止を求める運動は続きます。まだまだ、あきらめません。

<大和ハウス本社前で「中止」をアピール>

10月10日、住民の会8名で、飯田橋の大和ハウス本社前で、12時から1時間、計画の中止を訴えました。

建設中止ののぼり旗を5本、大きな横断幕を1枚、パネル数枚を、本社正面に向けて並べて、さっそくマイクで大和ハウスの職員によびかけを開始しました。

本社前は、広い空き地になっていて、ハナミズキの街路樹は、紅葉が始まっています。

空き地にはベンチやテーブルとイスがゆったり広がり、ビル街から出てきた社員たちが、思い思いにお弁当を食べています。

こんな憩いの場を、西加瀬にも作ってほしいと思います。

チラシでは、「物流倉庫の建設は、都市計画の目標である『地域と共存する地区を形成する』や、大和ハウスの社員憲章『心豊かに生きる暮らしと社会の実現を目指す』に、反しています。

10ヘクタールの貴重な空き地を公園や防災空地にすることこそ、これらの理念に合致します。」と訴えました。

昼休みで本社から出てくる社員も中止を求める掲示物に注目し、チラシも多くの方が受け取りました。

本社前行動は今回で3回目となりました。

大企業の社会的責任を直接、大和ハウスで働く方を中心に訴えていく活動はきっと大きな力になると位置づけて、今後も続けていきます。

■情報公開裁判(音声データ開示請求拒否処分取消請求)判決報告(2)

前号に続いて、情報公開裁判の報告会(2)です。

今回は市教委の特異な主張に対する原告側の反論や横浜地裁・東京高裁の判決の特徴、判決の成果、残された課題を報告します。

前号は、川崎民主市政をつくる会のホームページをご覧ください。

★「川崎市情報公開条例」は前文で、市民の知る権利を最大限に尊重し市に関する情報は公開することを原則とし、例外としての情報(音声データを含む)の非開示要件は、条例の第8条3号

と4号で規定している。

非開示要件の例をあげます。

公にすることで

- ① 率直な意見の交換や決定の中立性が不当に損なわれる
- ② 不当に市民の間に混乱を生じさせる
- ③ 特定の者に不当に利益や不利益を与える、などのおそれがある場合など、意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合。

4, 横浜地裁・東京高裁の判決の特徴

【横浜地裁判決:2023年10月4日】

判断基準を示したうえで丁寧にあてはめ、論点をもれなく拾って判断し市教委の主張を明確に排斥。

【東京高裁判決:2024年4月24日】

地裁判決の判断をすべて是認し、証拠に基づいて判断の理由を補強、地裁より強い表現で市教委の主張を排斥。

※ この判決は情報公開における基準となる判断を示したもので、一部の自治体に残る会議内容とは関係なく全部不開示とする運用の見直しを求める点で意義のある判決といえる。

5, 川崎市教委の特異とも言えるおかしい主張への反論と裁判所の判断

(1) 音声データには特殊性がある

市教委・本裁判の音声データの内容に即した「公開による支障のおそれ」ではなく、映像をも含む「音声データ等」一般についての「おそれ」を強調し、さらに議事録こそが重要で、音声データは議事録作成のための、一時的・補助的に用いられているものにすぎず、両者に本質的は違いがあることが不開示の理由と主張。

原告・市教委の主張は、公開が原則の情報公開の例外として不開示理由を限定する意味をなくすものなので、本裁判の音声データについての具体的な事情を、教科書採択の透明性確保の要請というそもそも論からはじめて丁寧に主張・立証した。

裁判所の判断・音声データに記録された情報の具体的な内容や委員の属性(教科用図書選定審議会の保護者委員も特別職公務員の扱い)などを踏まえずにもっぱら音声データの特徴についての一般論からの危険性を述べているだけでこれを採用し得ないことは明らか。

また、切り取りや歪曲などの危険性の主張に対し、実際に傍聴者の録音を認めている自治体での悪用事例は認められず、仮に切り取り等があっても議事録により直ちに訂正できるとも指摘。

(2) 逐語的にまとめた議事録があるのだから、原告には「開示することの利益」がない。

裁判所の判断・不開示にして良いのは、開示による支障が開示の利益を上回る場合のみで、その他は開示。

※不開示の決定には開示による支障の立証が不可欠だが市は行なっていない。

(3) 音声データを開示することは、会議の傍聴人に録音を認めたことと同じになる。

裁判所の判断・音声データの公開と傍聴人による録音を認めることは別問題で、会議が非公開(教科用図書選定審議会)であっても音声データの開示が予定されていないとはいえない。

6, 判決の成果

① 守口市事件や川崎市教委事件などの誤った判断を完全に粉砕した

「会議を録音した音声データの開示は、審議会や委員会の意思形成過程の透明性の確保やその意思形成過程を記録した会議の議事録や議事要旨の正確性を担保するための重要な手段であり、この開示を認めた本判決の意義は大きい」(「季刊 情報公開・個人情報保護」2024年6月掲載の判例評釈より)

② 議事録公開前でも音声データを開示すべきと判断した

議会での発言は後日の取消しや訂正があり得るが、教育委員会議ではないという事案の違いを主張し、判決もその違いを理由に議事録公開前でも開示すべきとした。

7, 残された課題

① 音声データの保存期間が明確ではない。

川崎市教委は教育委員会議の音声データの保存期間を1年と定めているが、他の会議は「議事録完成後や保存が必要なくなり次第速やかに廃棄」(川崎市教育委員会事務局音声データの取扱いに関する要項)と規定。保存期間の明示と長期化が必要。

②非公開会議(教科用図書選定審議会)の議事録の発言者名を記載させる必要

市教委は音声データを開示しない理由の一つとして、教科用図書選定審議会の議事録に発言者名を記載していないことをあげていた(音声を聞くと発言者が特定できると主張)。

しかし国は「議事録の発言者名は公務員であるか否かを問わず公開するものであることに留意」としている。

そもそも川崎市では非公開にしている選定審議会だが傍聴を認めている自治体もあり問題は起きていない。

さいごに 裁判を通して確信が持てた諸点

① 音声データは議事録作成のための一時的・補助的なものだから保存の必要性は低いという考えは、公文書管理上も問題であり間違っている。

② 紙の議事録が正式な記録なので、音声データを開示しなくても情報公開の責任を果たしているとするのは間違っている。

③ 音声データはその特性から正確な記録としての有用性があり、合理的な跡付けや検証のために必要な行政文書としてきちんと保存する対象である。(国は公文書管理上、音声データを会議の公式記録とする方法も認めている)

畑山 裕(情報公開制度を活かす川崎市民の会)

★お知らせコーナー

①子ども未来集会プレ企画・映画「ゆめパの時間」

11/4(月祝)

① 10時

② 12時半

③ 15時

④ 17時半

会場:かわさきゆめホール

前売券:一般 800円/障がい者 400円/学生・子ども 200円

当日券:一般 1,000円/障がい者 500円/学生・子ども 300円

お申込:044-433-3003 ゆめホール/kodomomiraisyukai@yahoo.co.jp

問合せ:事務局・船津了 Tel・Fax:044-434-4290

主催:子どもの未来をひらく川崎集会実行委員会

協力:ゆめホールシネマ倶楽部

後援:川崎市／川崎市教育委員会

公式サイト

詳しくはこちら

②水害現地見学ツアー(第5弾)

宇奈根排水樋門、平瀬川の下流域を中心に歩きます

11/10(日)

12:30 久地駅集合 13:00 出発

久地駅→宇奈根排水樋門→平瀬川合流地点→霞堤→二ヶ領用水円筒分水→「スクラム21」多目的室→溝の口駅

主催 台風19号水害を考える川崎の会

連絡先 船津了 電話/FAX 044-433-4290

詳しくはこちら

③京浜協同劇団公演「黒と白のピエタ」

11/29(金)19時(黒)

12/30(土)11時(白)満席

15時(黒)満席

12/1(日)11時(黒)満席

15時(白)満席

12/6(金)19時(白)

12/7(土)11時(黒)満席

15時(白)満席

12/8(日)11時(白)満席

15時(黒)

(黒)と(白)は配役が違います。

詳しくはHPで。

会場:スペース京浜

前売り券:一般3,500円、障がい者・学生2,000円

当日券:各 500 円増

キャンセル待ちを受け付けます。

劇団まで直接お問い合わせください。

keihinkyoudougekidan@nifty.com

[公式サイト](#)

★編集後記

先日のことです。中原区の新日本婦人の会が2か月に1回のペースで開催している「おしゃべり憲法カフェ」で「高齢者と憲法」というお題をいただき、レポートをすることになりました。

自分自身の問題でもあり、色々調べているうちに、次の言葉に出会い、本当に驚きました。

「人口高齢化は、人類が達成した最も大きな勝利の一つである。」

これは、2002年4月にスペイン・マドリードで開催された国際連合の第2回高齢者問題世界会議が宣言した「WHO『アクティブ・エイジング』の提唱」の冒頭に出てくる言葉です。

しかし、宣言は勝利宣言だけではなく、次こう続きます。

「それはまた、私たちの最大の課題の一つである。」

「すべての国で、高齢者が健康で活動的でいられるための対策(アクティブ・エイジング)は、ぜいたく品でなく、必需品である。」

世界で一番に人口高齢化と少子化が進む日本でこそ、この国連の「提唱」にこめられた思想を深く学ばなければいけない。

この「提唱」の第1章はズバリ「世界的な高齢化—勝利と課題」なっているのです。

衆議院選挙が終わりました。

選挙の争点、そして、今後の日本社会の政治課題の大きなテーマは、社会保障の充実です。

「社会保障」とは、読んで字のごとし、「社会が〇〇を保障する制度」です。

では、何を保障するのか？ここが問題です。

私たちは当然、だれもが困ったときに、人間らしい最低限の生活ができるように、社会が、そして、政治が保障することだと考えます。

しかし、総選挙の中で、勇ましく喧伝された主張は、「高齢者への保障が手厚すぎる、現役世代や子どもたち世代のために、高齢者の手厚い保障を圧縮できないか、見直すべきだ！」というもので

した。

この主張は、「人口高齢化」の「課題」を強調するだけ、まるで、長生きすることが悪いという思想につながるでしょう。

そこから出てくるのは、「高齢者への社会保障の削減」です。

まさに、自公政治が進めてきた政治そのものです。

人口高齢化が「人類が達成した最も大きな勝利」などの発想はひとかけらもないのです。

WHO の言葉に学び、憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現し、私達も「勝利」したい！（H）

☆☆チェンジかわさき！☆☆

川崎民主市政をつくる会

〒211-0011 中原区下沼部 1880

お問い合わせ

mailmag@newkawasaki.jp

公式ホームページ

<https://newkawasaki.jp>

☆☆チェンジかわさき！☆☆

配信を希望されない方は以下をクリックしてください。

自動的に登録を解除します。

https://my922p.com/User/cancel_mail/fMwwpqj4/ZYYmIhIvhGGC?mail=talosxxx%40gmail.com

誤って登録解除した場合、以下までご連絡ください。

mailmag@newkawasaki.jp